

調布市景観形成ガイドライン（屋外広告物編） 概要版

第1章 基本方針（ガイドライン1ページ～）

調布市では、景観まちづくりを進める上での基本的な考え方や方向性を示すものとして、平成24年4月に調布市景観基本計画を策定しました。また、平成25年6月には景観行政団体となり、景観まちづくりに取り組んでいます。調布市景観基本計画において定める、景観まちづくりの基本目標や基本方針及び調布市景観まちづくり市民検討会（平成27年度）での検討を受けて、屋外広告物による良好な景観の形成に取り組むための5つの方向性を定め、良好な景観形成の実現を目指します。

調布市景観計画の基本目標

人と自然が織りなす ほっとする暮らしがみえるまち 調布



屋外広告物の景観形成の方向性

- ①魅力的な街並みづくりに貢献する屋外広告物づくり
- ②調布らしい個性や工夫が感じられる屋外広告物づくり
- ③地域の景観特性を活かし、周囲に馴染む屋外広告物づくり
- ④背景となる街並みとの調和が感じられる屋外広告物づくり
- ⑤安心・安全で快適な都市空間の創出に貢献する屋外広告物づくり



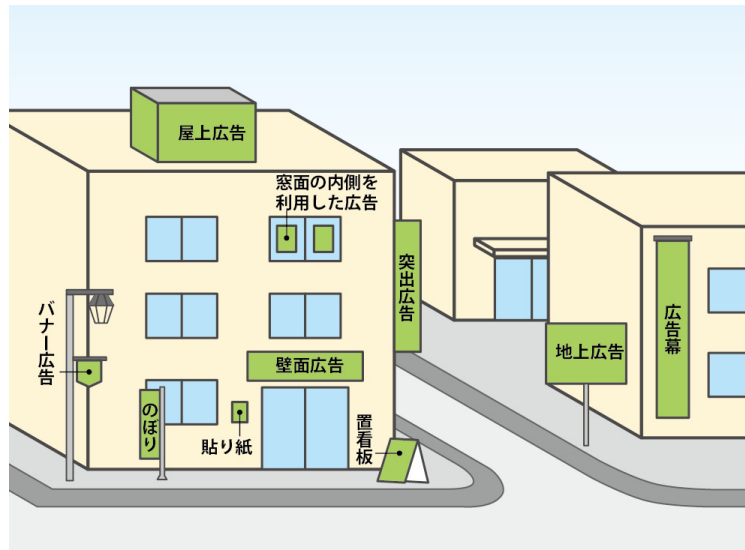
第2章 位置付けと活用方法（ガイドライン8ページ～）

景観を構成する重要な要素である屋外広告物は、現在、屋外広告物法や東京都屋外広告物条例及び施行規則の規定による基準が定められています。さらに、調布市景観計画の「第9章 屋外広告物の表示等」において、東京都屋外広告物条例と調布市景観計画との連携を図りながら、市内の一層良好な街並み景観の形成に取り組んでいくこととしています。

このため、ガイドラインは、屋外広告物法や東京都屋外広告物条例及び施行規則の規定による基準に加え、調布市における屋外広告物の景観形成の方向性や配慮すべき事項等を整理し、調布市の魅力ある景観の形成の推進に役立ていくことを目的としています。

第3章 景観形成における屋外広告物（ガイドライン10ページ～）

屋外広告物法及び東京都屋外広告物条例等の規定を踏まえ、ガイドラインでは、対象とする屋外広告物等を右図のように定めます。



第4章 景観形成における屋外広告物の配慮事項（ガイドライン17ページ～）

屋外広告物の配慮事項とは、屋外広告物等を掲出する際の計画や、実際に設置・管理する際に配慮すべき事項です。

配慮事項では、屋外広告物の掲出時に基本的に配慮すべき事項として「共通」、各地域の特性にあわせて配慮すべき事項として「地域別」、広告物の種別に応じて配慮すべき事項として「種別」の3種があります。

屋外広告物の掲出する際の参考にして下さい。

共通				
屋外広告物の掲出時に基本的に配慮すべき事項				
見やすさ・ わかりやすさ	にぎわい づくり	街並みへ の貢献	調布 らしさ	安全性・ 維持管理
大きさ・数	位 置	色 彩	文 字	照 明

地域別				
各地域の特性にあわせて配慮すべき事項				
駅 周 辺	道 路	商 店 街	自然地・住宅地	深大寺周辺

種別				
広告物の種別に応じて配慮すべき事項				
壁面広告	屋上広告	突出広告	地上広告	広告幕
看板	のぼり	バナー広告	貼り紙	窓面の内側を 利用した広告

「共通の配慮事項」

見やすさ・わかりやすさ

広告物のデザインをシンプルにすることや統一感を持たせることで、見やすく、わかりやすくする

- 広告物は店舗名や業種、商品名などの必要な情報を端的に示し、すっきりとした視認性の高いデザインとしましょう
- 商品のモチーフやロゴマークを効果的に使用し、必要な情報がわかりやすい広告物としましょう
- 周辺の広告物の配置や形態、デザインとの調和を考慮し、街並みにまとまりが生まれる広告物としましょう



ロゴマークを中心に示し、業種や店舗が一目でわかるデザインとなっています
(調布市)

にぎわいづくり

ユニークな広告物や工夫された広告物により、にぎわいのある街並みを演出する

- 個性ある広告物で街並みのアクセントとなるよう、デザインや色づかいを工夫しましょう
- 建物や周辺の広告物とのまとまりを考慮し、大きさや配置を工夫しながら、広告物全体として街並みを彩りましょう
- 歩行者が見やすい低層部を中心に広告物（フラッグ等）を配置し、街並みのにぎわいを演出するとともに、通りの視認性を高めましょう



目を引く色づかいながらも表示を最小限に抑え、特徴的な広告物になっています
(調布市)

街並みへの貢献

洗練されたデザインの広告物により、街並みの連続性や一体感を創出する

- 広告物は切り文字などの建築物と一体的なデザインとすることで、地域や店舗のイメージをひきたたせ、街並みに貢献するよう工夫しましょう
- 個々の広告物のみを目立たせるのではなく、街並みの中で印象に残るデザインとなるよう心がけましょう
- 広告物は建物や植栽などと一体的に計画し、周辺の街並みに調和するようデザインを工夫しましょう

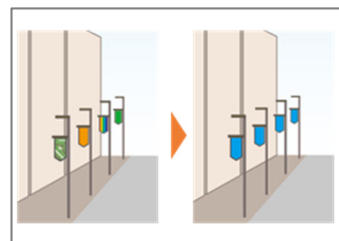


切り文字を用いて建物と一体的にデザインすることで、複数の広告物でも統一感を持たせることができます
(調布市)

調布らしさ

地域のイメージを活かす広告物のデザインや色、素材の使用により、調布らしさを創出する

- 地域のまちづくりのテーマやコンセプトをとらえ、魅力ある地域づくりに貢献するよう工夫しましょう
- 地域でテーマカラーを設定するなど、地域の一体感が感じられるよう工夫しましょう
- 地域のモチーフやテーマカラーを効果的に使用し、店舗だけでなく街全体のイメージアップや調布らしさの創出につなげましょう

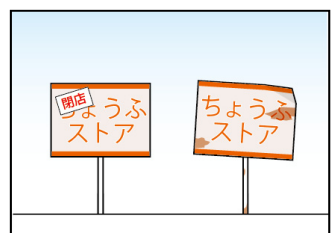


複数の色を使用するのではなく、テーマカラーを決めて効果的に使用することで、一体感とともに調布らしさのある個性的な街並みを演出しましょう

安全管理・維持管理

地震等の災害に強い広告物とするとともに、更新・撤去など、適正な維持管理を行う

- 歩行者等の通行や自動車の視認性を妨げないようにしましょう
- 屋外広告物の自重や地震等の災害時に落下、倒壊しないよう、安全性に配慮した設計としましょう
- 汚れにくく、耐久性のある素材を使用しましょう
- 定期的な清掃や、表示情報が変更になった場合はすみやかに貼り替えるなど、継続した適正な維持管理を行いましょう
- 不要となった広告物は撤去しましょう



イベント終了等により不要になった広告物や劣化した広告物は、更新・撤去など必要に応じて適切に管理しましょう

「共通の配慮事項」

大きさ・数

建物や周辺の広告物のバランスに配慮しつつ、必要最低限の数とする

- 歩行者に圧迫感を与えないヒューマンスケールに配慮しましょう
- 周辺の建物や広告物とのバランスに配慮し、大きさを揃えましょう
- 街並みから突出しない形状とし、周辺の景観との一体感に配慮しましょう
- 面積を大きくし目立たせるのではなく、デザインや配置を工夫しましょう
- 同じ内容の広告物の過剰な設置を控えましょう
- 同一建物内のテナント広告は、大きさやデザインを揃えるか、ひとつの広告物に集約しましょう



同一建物で広告物を統一し、歩行者に見やすい大きさをしています（調布市）

位置

人の視線による実際の見え方を意識し、設置位置を工夫する

- 広告物の位置は低層部に設置することでにぎわいを創出し、高層部に設置する場合は、建物デザインと調和したシンプルなデザインとしましょう
- 歩行者や自動車などからの視線や通行の妨げにならないよう、設置位置を工夫しましょう
- 複数のテナントの広告は、大きさやデザインを揃え、配列を工夫しましょう



形状や設置位置を統一することで、落ち着いたある街並みを演出しています（調布市）

色彩

派手な配色や原色の使用は避け、広告物の大きさにも配慮した色づかいとする

- 広告物に使用する色彩は色数を抑え、落ち着いた色彩としましょう
- 建築物に設置する屋外広告物の地色は、周辺の建築物の外壁と調和した同系色の色彩としましょう
- 高彩度色・原色は地色での使用を控え、小さい面積でアクセントとして使用しましょう
- 使用する色彩は、原色同士や高コントラストの組合せは避け、配色にも配慮しましょう



低彩度で落ち着いた、あたたかみのある色づかいになっています（調布市）

文字

広告物の大きさや設置位置に合わせ、見やすい文字の大きさ・文字数となるよう配慮する

- 盤面に対して文字や情報を過剰にするのは避け、余白を十分に設けたすっきりとしたデザインとしましょう
- 広告物に表示する文字数は多すぎないようにし、店舗名などの必要な情報のみを明確に伝えるようにするほか、ロゴマークなどのデザインを活用しましょう
- 地域や店舗の特徴をひきたたせるよう、使用する書体にも配慮しましょう
- 公共の秩序に配慮した文言や表現内容としましょう



ロゴマークと手書き風の文字で、手作りの暖かみを感じられる広告物となっています（調布市）

照明

街並みを明るくするために活用しながら、過度に明るくなり過ぎないように配慮する

- 照明は過剰に明るくせず、広告物の盤面のみを照らすようにしましょう
- 照明の色や設置方法を工夫し、夜間景観を演出しましょう
- 光源や表示面が過度に点滅する照明は設置をしないようにしましょう



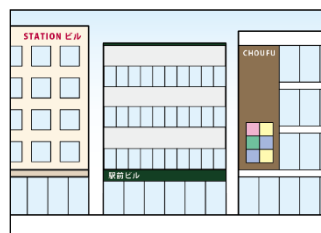
店舗名の照明は控えめにすることで、店舗内の様子をひきたたせています（調布市）

「地域別の配慮事項」

駅 周 辺

街の顔となる駅周辺の広告物は、周辺との調和やデザインに配慮し、品格のなかにも「ほっとする」空間を演出する

- 街の顔として、市民や来訪者がほっとする空間形成に寄与するような広告物のデザイン、規模、数としましょう
- 周辺店舗やテナントと協力して、駅前広場からの眺望に配慮した屋外広告物による良好な景観を形成し、快適な歩行空間と調和させましょう
- 壁面広告は切り文字や箱文字等を用いるなど、すっきりとしたデザインとしましょう
- 窓面に広告物を表示することは避けるか、駅前広場の景観との調和を考慮したデザインで、最小限のものとし、開口部を覆うようなものは避けましょう

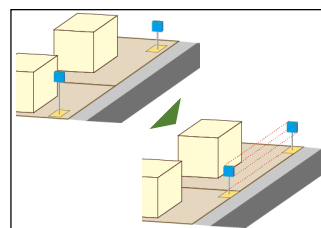


広告物はすっきりとしたデザインとし、街の顔となるようにぎわいと品格を演出しましょう

道 路

沿道の広告物は、道路幅に応じた大きさやデザインとし、良好な沿道景観を創出する

- 道路の幅員にあわせ、歩行者の目線から圧迫感のない大きさとしましょう
- 甲州街道沿道では、街路樹の妨げとならない広告物の設置高さとし、地色は彩度の低い落ち着いた色彩とするなど、けやき並木との調和に配慮しましょう
- 幅員の狭い道路沿いでは、ヒューマンスケールを意識し、広告物をできるだけ低層部に設置するようにしましょう
- 幹線道路や直線的な道路の沿道では、設置場所や設置高さをできるかぎり揃えましょう

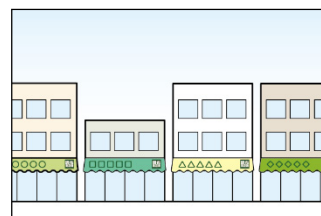


それぞれの場所でバラバラに設置するのではなく、設置場所や設置高さを揃えることで、連続した街並み景観を演出しましょう

商 店 街

商店街の広告物は、各商店街での統一感や個性を感じさせる工夫をすることで、にぎわいを演出する

- 各商店街の特性にあったデザインとし、にぎわいづくりに貢献するよう工夫しましょう
- 歩行者の視認性や回遊性を意識し、歩行者にとって見やすい大きさの広告物とし、低層部を中心に設置するようにしましょう
- 広告物のデザインや色彩は周辺の広告物と統一感をもたせ、地域のまとまりに配慮しましょう



店舗で共通したデザインの広告物を掲出するなど、地域のまとまりをつくるよう工夫しましょう

自然地・住宅地

自然豊かな場所や住宅地などの広告物は、色やデザインを落ち着いたものとするこで、街並みに調和させる

- 周辺の住環境や自然環境に配慮し、控えめで落ち着いたデザインとしましょう
- 自然素材や、それに近い色彩やデザインを積極的に採用しましょう
- 国分寺崖線や農地の周辺では、緑の連続性を遮らないよう、稜線や建築物から突出しない高さとしましょう
- 照明を使用する際は、周辺の住環境や自然環境に配慮した落ち着いた照明としましょう



ピクトグラムを効果的に使用し、住宅地に溶け込みながらも印象的な広告物となっています（調布市）

深 大 寺 周 辺

深大寺周辺の広告物は、自然と調和した色づかいや素材に配慮することで、街の歴史・文化・自然に溶け込ませる

- 深大寺を中心とした歴史・文化を感じることでできる街並みに貢献するよう、デザインや大きさ、色づかいを工夫しましょう
- 落ち着いた色彩や自然に近い色彩を使用しましょう
- 樹木や建築物から突出しない高さとしましょう
- 自然素材や、それに近い色彩やデザインを積極的に採用しましょう
- 照明を使用する際は、深大寺周辺の雰囲気や自然環境に配慮した落ち着いた照明としましょう



深大寺周辺の街並みに調和する、落ち着いた和風の雰囲気を取り入れています（調布市）

「種類別の配慮事項」

壁面広告

建物の外壁面を利用して設置、表示するもの

- 建物の表情を活かした外観を形成するため、壁面を極端に覆うような表示は避けましょう
- 中高層部への掲出はできる限り控え、歩行者の視野に入りやすい1～2階までの低層部に設置しましょう
- 立体的な箱文字や切文字を使用し、建物（ファサード面）と一体的なデザインとなるよう心がけましょう



視野に入りやすい低層部に掲出し、壁面デザインにあわせてシンプルな切り文字を使用した壁面広告

屋上広告

建物の屋上に設置するもの

- 建物1棟につき1基としましょう
- 連続するスカイラインを崩さぬよう、隣接する建物や街並みの連続性に配慮した高さや大きさとしましょう
- 原則、横長とし、安定感のある形状とし、建物と一体的なデザインとなるよう配慮しましょう
- ネオン管や映像使用など動きや点滅を伴う照明等の使用を控えましょう



横長形状とし、壁面デザインと一体的な屋上の目隠しを活用した、シンプルな切り文字の屋上広告

突出広告

建物の外壁面から突出して取り付けるもの

- 複数設置を避け、集約化するなど小さい面積で効果的な表現を心がけましょう
- 街並みの連続性に配慮し、近隣の建物と設置位置や突出し幅を揃えましょう
- 交通標識や信号等を遮らない位置に設置しましょう



1箇所に集約し、1事業者の大きさも建物1層以下の大きさとして、それぞれの高さも合わせた突出広告

地上広告

建物に附随せず、土地に独立して設置されたもの

- 複数設置を避け、集約化するなど小さい面積で効果的な表現を心がけましょう
- 歩行者、自転車、車両の通行や見通しを妨げない大きさ、高さとしましょう
- 支柱等は、建物や周辺景観と調和した落ち着いた色彩を使用しましょう
- ネオン管や映像使用などの動きや点滅を伴う照明等の使用を控えましょう
- 道路上は禁止区域のため、原則、設置はできません



セットバック空間に都市部にあわせてすっきりしたステンレス素材を活用し、集約して設置した地上広告

広告幕

布製の広告を建物の外壁に吊り下げたもの

- 窓面等の開口部をふさがないように設置しましょう
- 枠を設けるなどして設置場所を限定し、最小限の大きさと本数の設置としましょう
- 色あせや劣化のないように適切な時期で交換しましょう



ガラス面を避け、設置枠を設けて、掲出している懸垂幕

置看板

地面に独立して設置し、容易に移動が可能なもの

- 歩行者、自転車、車両の通行や見通しを妨げない大きさ、高さとしましょう
- 同一のものや同じ情報の複数設置を避け、必要最小限の数としましょう
- 店先の縁などと一体的な演出を心がけましょう
- 色あせや劣化への対応、営業時間外は屋内に保管するなど、適切に管理を行いましょう
- 道路上は禁止区域のため、原則、設置はできません



店構えにあわせて木質系素材を使用し、手書きの表現によりおもてなしの心を演出した置看板

のぼり

布製の広告を棒と土台で支えて設置したもの

- 歩行者、自転車、車両の通行や見通しを妨げない大きさ、高さとしましょう
- 支柱も含めた形状や素材、また色などは、建物や周辺景観と調和したシンプルなものとしましょう
- 同一のものや同じ情報の複数設置を避け、必要最小限の数としましょう。やむを得ず、複数設置する場合は、色彩を統一するなど、街並みの連続性や周囲との調和に配慮しましょう
- 色あせや劣化のないように適切な時期で交換しましょう
- 道路上は禁止区域のため、原則、設置はできません



歩行者の通行の妨げにならない場所に店舗の装いにあわせたデザインで掲出したのぼり

バナー広告

布製の広告を連続して街路灯や建物の壁面に吊り下げたもの

- 歩行者、自転車、車両の通行や見通しを妨げない形態とし、交通標識や信号等を遮らない位置に設置しましょう
- 複数設置する場合は、同一のものを同位置、同間隔で設置するなど、街並みの連続性に配慮しましょう
- 色あせや劣化のないように適切な時期で交換しましょう
- 道路上は禁止区域のため、原則、設置はできません



街路灯や沿道の雰囲気にあわせて、色数を抑え、シンプルながらもデザイン性の高いバナー広告

貼り紙

紙製の簡素なもので、外壁や塀、電柱などに貼りつけて掲示するもの

- 貼り紙・貼り札は、耐久性がなく美観が損なわれやすいことから、期間を限定するなど必要最小限とします
- 同一のものや同じ情報を複数枚、連続しての掲出は控えましょう
- 建物等に直接貼り付けず、フレームや掲示板等を使用するなど集約して設置しましょう
- 道路上は禁止区域のため、原則、設置はできません



スペースを設け、1箇所に集約して掲出し、壁面と掲出スペースと調和した貼り紙広告

窓面の内側を利用した広告

建物の窓面の内側に貼付け、または吊るして表示するもの

- 窓面等の開口部をふさがないように設置しましょう
- 窓ガラス等の開口部に直接貼り付けて表示するなどの掲出はできる限り控えましょう
- やむを得ず表示する場合は、必要最小限の大きさとし、色数を抑えたシンプルなデザインとしましょう
- 窓面等に電飾を設置し、光源や表示面を過度に点滅させるなどの照明の使用は控えましょう



窓面から距離をおいて掲出した窓面の内側を利用した広告

第5章 東京都屋外広告物条例及び屋外広告物設置の流れ（ガイドライン53ページ～）

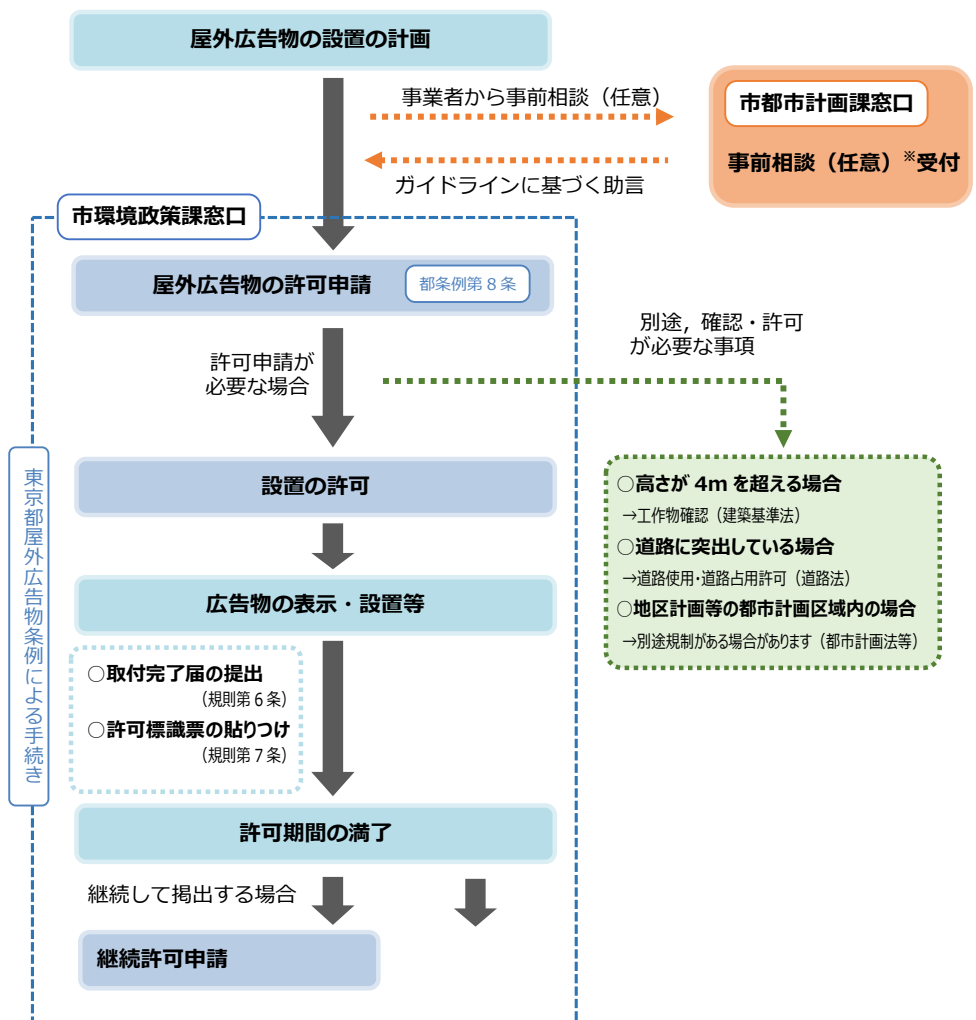
1. 東京都屋外広告物条例の概要

調布市内で屋外広告物を掲出するには、屋外広告物法や東京都屋外広告物条例及び施行規則による基準が定められています。東京都屋外広告物条例では、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的とし、地域や物件、広告物の大きさ、種類によって設置の基準が定められています。※詳細な基準については、東京都屋外広告物条例を参照して下さい。

2. 屋外広告物設置の流れ

市内に屋外広告物を設置する場合には、右の図（青点線内）に示す手順に沿って、手続きが必要です。また、屋外広告物等の掲出の計画時に、ガイドラインの内容等を踏まえた助言等を行なう事前相談（任意）を受け付けます。

※事前相談（任意）
屋外広告物の掲出を計画する際に、調布市景観計画及び関連するガイドラインとの関係性に配慮しつつ、本ガイドラインの内容を踏まえ、市都市計画課が相談を受け付け、助言を行います。（許可申請の有無に関わらず事前相談を受け付けます）必要に応じて外部の有識者である景観アドバイザー（屋外広告物担当）にも助言をいただきます。



こちらは、調布市景観形成ガイドライン（屋外広告物編）の概要版となります。ガイドライン本編は市のホームページで公表していますのでご活用ください。

お問い合わせ先（ガイドラインや屋外広告物の手続き等については、下記までご連絡下さい。）

- ガイドラインの内容について : 調布市 都市整備部 都市計画課
TEL : 042-481-7746 / FAX : 042-481-6800
- 屋外広告物の届出等の手続きについて : 調布市 環境部 環境政策課
TEL : 042-481-7087 / FAX : 042-481-7550